

## 北海道総合教育会議の運営に関する要綱改正案

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 9 項の規定に基づき、北海道総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

**第 2 条** 会議は、知事並びに教育委員会の教育長及び委員が出席して開催する。

2 前項の規定にかかわらず、知事が緊急に会議を開催する必要があると認める場合は、知事及び教育長の出席により会議を開催することができる。この場合においては、教育委員会の委員も出席することができる。

3 前項に規定する場合において、知事が出席することができないときは知事が指名する副知事の代理による出席とし、教育長が出席することができないときは教育委員会の委員のうち少なくとも 1 名の出席とすることができる。

(会議の招集)

**第 3 条** 知事は、会議の招集に当たって、会議を開催する日の 2 週間前までに、会議の日時、場所並びに協議及び調整を行う事項（以下「協議事項等」という。）を教育委員会に通知するものとする。ただし、前条第 2 項に規定する場合は、速やかに会議の日時、場所及び協議事項等を教育委員会に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知後速やかに、会議の日時、場所及び協議事項等を北海道のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載して公表するものとする。

3 知事は、教育委員会から法第 1 条の 4 第 4 項の規定による会議の招集の求めを受けたときは、会議を招集しなければならない。

(議長)

**第 4 条** 会議の議長は、知事とする。ただし、第 2 条第 3 項の規定により副知事が知事を代理して出席した場合は、当該副知事が会議の議長を代理する。

(会議の非公開)

**第 5 条** 会議は、協議事項等が法第 1 条の 4 第 6 項ただし書に規定する場合に該当するときは、当該協議事項等に関する協議及び調整を非公開とし、その旨をホームページに掲載して公表する。

(会議の傍聴)

**第 6 条** 会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が別に定める。

(議事録)

**第7条** 会議は、議事録を作成し、会議の終了後1月以内に、ホームページに掲載し、並びに総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局(石狩振興局を除く。)の行政情報コーナーに備え置いて公表する。ただし、第5条の規定により非公開とされた協議事項等については、次項第3号及び第5号に掲げる事項を除いて公表する。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議が開催された日時及び場所
- (2) 法第1条の4第2項各号に掲げる構成員の出席の状況
- (3) 法第1条の4第5項の規定により会議に出席した関係者又は学識経験を有する者の職及び氏名
- (4) 会議において協議又は調整を行った事項
- (5) 発言者及び発言内容

(事務局)

**第8条** 会議の事務局は、総合政策部政策局総合教育推進課に置く。

(雑則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月 日から施行する。

## 北海道総合教育会議の傍聴に関する要領改正案

(趣旨)

**第1条** この要領は、北海道総合教育会議の運営に関する要綱（平成27年6月17日北海道総合教育会議決定。以下「運営要綱」という。）第6条の規定に基づき、北海道総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

**第2条** 会議を傍聴しようとする者は、別記第1号様式による傍聴申請書を会議の開催日の3日前（以下「提出期限」という。）までに総合政策部政策局総合教育推進課（以下「事務局」という。）に到着するよう送付（ファクシミリ又は電子メールによる送付を含む。以下同じ。）をし、別記第2号様式による傍聴者証の交付を受けなければならない。

2 提出期限の算出に当たっては、次に掲げる日を除くものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

3 第1項の傍聴者証（以下「傍聴者証」という。）の交付は、20人に限り行うものとし、第1項の傍聴申請書を事務局に送付した者が20人を超えるとときは、抽選により傍聴者を選定する。

4 運営要綱第2条第2項の規定により会議を開催する場合は、第1項の規定にかかわらず、同項の手続をしないで傍聴することができる。この場合において、傍聴者証は、会議の開催日の別に定める時間までに事務局において受け付けた順番により、20人に限り交付する。

5 傍聴者証の交付を受けた者は、会議の当日、開会の30分前から10分前までの間に傍聴者証を事務局の職員に提示し、その指示に従い、指定の席に着かなければならない。

6 運営要綱第5条の規定により非公開とされた協議及び調整を行う事項は、傍聴することができない。

(傍聴することができない者)

**第3条** 次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事（運営要綱第2条第3項の規定により副知事が代理で会議に出席した場合は、副知事。次条第2項及び第5条において同じ。）が傍聴を不相当と認めた者

(傍聴者の守るべき事項)

**第4条** 傍聴者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 帽子又は外とうの類を着用すること。

(3) 飲食すること。

(4) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(5) 議事に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となる行為を行うこと。

2 傍聴者は、写真、映画等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、特に知事が認めた者は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

**第5条** 傍聴者が前条の規定に違反したときは、知事は、事務局の職員に命じてこれを制止することができる。この場合において、傍聴者が制止に従わないときは、知事は、傍聴者に退場を命じることができる。

2 傍聴者は、知事に退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(事務局の職員の指示)

**第6条** 第2条から前条までに規定するもののほか、傍聴者は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、運営要綱の施行の日から施行する。

### 別記第1号様式 (第2条関係)

傍 聴 申 請 書	
年 月 日	開催の北海道総合教育会議を傍聴したいので、 申請します。
年 月 日	
北海道総合政策部政策局 <u>総合教育推進課長</u>	
申請者	住所 電話 氏名

### 別記第2号様式 (第2条関係)

第 号	
傍 聴 者 証	
年 月 日	開催の北海道総合教育会議の傍聴を認めます。
年 月 日	
北海道総合政策部政策局 <u>総合教育推進課長</u>	
様	
(当日は、 時 分までに、 で、この傍聴者証を総合政策部政策局 <u>総合教育推進課</u> の職員に提示し、職員の指示に従って傍聴してください。)	

北海道総合教育会議の運営に関する要綱新旧対照表

改正後	改正前	改正理由
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第7条 会議は、議事録を作成し、会議の終了後1月以内に、ホームページに掲載し、並びに総務部<b>行政局文書課</b>行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局(石狩振興局を除く。)の行政情報コーナーに備え置いて公表する。ただし、第5条の規定により非公開とされた協議事項等については、次項第3号及び第5号に掲げる事項を除いて公表する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 会議の事務局は、総合政策部政策局<b>総合教育推進課</b>に置く。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年6月17日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和3年1月 日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第7条 会議は、議事録を作成し、会議の終了後1月以内に、ホームページに掲載し、並びに総務部<b>人事局法制文書課</b>行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局(石狩振興局を除く。)の行政情報コーナーに備え置いて公表する。ただし、第5条の規定により非公開とされた協議事項等については、次項第3号及び第5号に掲げる事項を除いて公表する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 会議の事務局は、総合政策部政策局<b>総合教育推進室</b>に置く。</p> <p>第9条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年6月17日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。</p>	<p>機構改正による局課名の修正</p> <p>機構改正による課名の修正</p>

北海道総合教育会議の傍聴に関する要領新旧対照表

改正後	改正前	改正理由
<p>第1条 (略)</p> <p>(傍聴の手続等)</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者は、別記第1号様式による傍聴申請書を会議の開催日の3日前(以下「提出期限」という。)までに総合政策部政策局総合教育推進課(以下「事務局」という。)に到着するよう送付(ファクシミリ又は電子メールによる送付を含む。以下同じ。)をし、別記第2号様式による傍聴者証の交付を受けなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>別記第1号様式(第2条関係)</p> <div data-bbox="138 671 952 962" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">傍 聴 申 請 書</p> <p>年 月 日開催の北海道総合教育会議を傍聴したいので、申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北海道総合政策部政策局総合教育推進課長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 電話 氏名</p> </div> <p>別記第2号様式(第2条関係)</p> <div data-bbox="138 1018 952 1390" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">傍 聴 者 証</p> <p>年 月 日開催の北海道総合教育会議の傍聴を認めます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北海道総合政策部政策局総合教育推進課長</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>(当日は、時 分までに、で、この傍聴者証を総合政策部政策局総合教育推進課の職員に提示し、職員の指示に従って傍聴してください。)</p> </div>	<p>第1条 (略)</p> <p>(傍聴の手続等)</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者は、別記第1号様式による傍聴申請書を会議の開催日の3日前(以下「提出期限」という。)までに総合政策部政策局総合教育推進室(以下「事務局」という。)に到着するよう送付(ファクシミリ又は電子メールによる送付を含む。以下同じ。)をし、別記第2号様式による傍聴者証の交付を受けなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第3条～第6条 (略)</p> <p>別記第1号様式(第2条関係)</p> <div data-bbox="978 671 1792 962" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">傍 聴 申 請 書</p> <p>年 月 日開催の北海道総合教育会議を傍聴したいので、申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北海道総合政策部政策局総合教育推進室参事</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 電話 氏名</p> </div> <p>別記第2号様式(第2条関係)</p> <div data-bbox="978 1018 1792 1390" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">傍 聴 者 証</p> <p>年 月 日開催の北海道総合教育会議の傍聴を認めます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北海道総合政策部政策局総合教育推進室参事</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>(当日は、時 分までに、で、この傍聴者証を総合政策部政策局総合教育推進室の職員に提示し、職員の指示に従って傍聴してください。)</p> </div>	<p>機構改正による課名の修正</p> <p>機構改正による職名の修正</p> <p>機構改正による職名の修正</p> <p>機構改正による課名の修正</p>